

日本ドイツ学会年会費 軽減措置適用条件等

2018年6月

適用対象者	学生	退職者	その他
適用条件	日本学術振興会特別研究員を除く。	退職者で現在他に常勤職についておらず、 今後その予定のない方。	常勤職についていない方。任期制の場合は フルタイムの被雇用者を除く。日本学術振興 会特別研究員を除く。
申請条件	軽減措置適用希望年度の前年度までの年会費を完納していること。		
申請方法	文書郵送、またはメールにて日本ドイツ学会事務局宛に申告。		
申請期限	現会員は、軽減措置適用希望年度の前年度2月末まで。新入会員は入会申込書にて。		
添付資料	学生証などのコピー。軽減が認められた場 合、当該年度開始後に毎年度最新のものを 提出。	特になし。	特になし。ただし審査に必要な場合は提出を 求めることがある。
軽減会費払込み期限	軽減が認められた当該年度内。		
適用期間	1年限り。次年度も軽減措置を希望する場 合は2月末までに改めて申請。	本人から申し出がなければ翌年度以降も継 続。	原則として翌年度以降も継続。但し、前年度 までの会費を完納していない場合は、未納 分を含めて軽減措置の適用を解除する。 常勤職については、その旨お申し出くだ さい。